

[Vol.112] 子どもの安全な居場所
「放課後子ども教室」をご利用ください

学校の授業を終えた子どもが地域の中で安心・安全に過ごせるよう、市では「放課後子ども教室」を市内13カ所で開設しています。各教室では遊具や本などを用意しており、自由に利用することができます（一部の教室では利用登録が必要です）。

地域の皆さんの協力により、文化活動やスポーツなど教室ごとに特色ある活動も実施しています。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ 本庁生涯学習スポーツ課生涯学習係
(江刺総合支所・☎34-2497)

	名称	会場	開設曜日
水沢	水沢放課後子ども教室	パステルハウス	火木金土日
	水沢南放課後子ども教室	ホワイトキャンパス	月水木土
	常盤放課後子ども教室	常盤小学校	木
江刺	岩谷堂地区放課後子ども教室	岩谷堂小学校	月～金
	人首放課後子ども教室	米里地区センター	月～金
	やながわ放課後子ども教室	江刺林業者等健康増進センター	火木
	広瀬放課後子ども教室	広瀬地区センター	月水金
	稲瀬放課後子ども教室	稲瀬小学校	月～金
前沢	まえさわ放課後子ども教室	旧前沢児童館	月～金
	白山放課後子ども教室	旧白山児童館	月～金
	生母地区放課後子ども教室	旧赤生津小学校体育館、生母地区センター赤生津分館	月～金
	前沢いきいき子ども教室	前沢いきいきスポーツランド	木
胆沢	南都田放課後子ども教室	南都田小学校、南都田地区センター	木



12月・みんなでケーキを作りました(水沢放課後子ども教室)

スタッフ募集!

子どもの見守りにご協力いただけるボランティアを募集しています。興味のある人はぜひご連絡ください!

KID'S アルバム

～子育て支援センターの活動を紹介します～

あゆみ園子育て支援センター (☎52-3131)

♣ あゆみ園子育て支援センターでは季節を感じる行事の開催に心掛けています。本年度は、子どもたちが種をまき育てた大根を使った「たくあん作り」を初めて行いました。



👉 わくわく♪
おいしいたくあんができるかな?



① 「大きくな～れ!」
願いを込めて大根の種をまきました



② 「だいこん! だいこん!」
と大きな大根が抜けてびっくりしていた千葉優大ちゃん(2歳)と母・恵美さん

「おいしい!」
出来上がったたくあんをみんなで食べました



←おうち子育てガイド
医療機関、おでかけマップなど、子育てに役立つ情報を掲載しています

広告

もっと安心 ずっとおうちゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～



第23回 ご存じですか? 「小規模多機能型居宅介護」 / 県南ブロック高齢者施設協議会

地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護は、原則として市内に居住する人しか利用できません。施設への「通い(デイサービス)」を中心に、必要に応じて自宅への「訪問(ホームヘルプ)」や短期間の「宿泊(ショートステイ)」を組み合わせ、利用者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう、日常生活上の支援や機能訓練を行います。

3種類のサービスを同一の事業所が提供します。顔なじみのスタッフが「通い」「訪問」「宿泊」を担当するので、安心感を持って利用できます。宿泊など急な利用でも、その日の利用定員に空きがあれば対応が可能です。

市内には、水沢3(利用定員合計78人)、江刺1

(同29人)、前沢1(同25人)、胆沢1(同25人)の事業所があります。月額料金は、サービスの利用回数にかかわらず要介護度に応じて定額です。(宿泊費、食費、おむつ代などは別途必要)

この介護サービスを利用する場合は、利用する事業所のケアマネジャーとの契約が必要です。他事業所の「通い」「訪問」「宿泊」の介護サービスは利用できません。※訪問看護・訪問リハビリテーション・福祉用具貸与などは利用できません

詳しくは地域包括支援センターまたは担当ケアマネジャーにご相談ください。

次号は、「地域医療を守る」について紹介します。

■問い合わせ=本庁地域包括ケア推進室(☎34-2906) ■高齢者に関する相談=市地域包括支援センター(☎34-2199)

はい、こちら

総合相談室

(☎34-2915、FAX 24-1991)

消費生活相談	前沢総合支所 市民福祉グループ 毎週	10:00～15:00
本庁総合相談室	9:00～17:00	胆沢総合支所 市民生活グループ 毎週 ※前日までに要予約
江刺総合支所 市民生活グループ	月～金 9:00～15:45	衣川総合支所 市民福祉グループ 毎週

解約したつもりが... ～通帳や利用明細は小まめに確認を～



Q. 久しぶりに通帳を記帳したところ、心当たりのない引き落としが毎月続いていることに気がきました。調べたところ、インターネットのプロバイダ料金でした。インターネットは半年前に解約しているのですが...

A. インターネットを利用するには、回線とプロバイダの2つの契約が必要です。パソコンを購入した時などに両方の契約を同時に行いますが、多くの場合は別の会社との契約になるため、解約する場合はそれぞれに手続きが必要です(両方の契約を提供する会社もあります)。また、動画視聴など

の有料オプションサービスが解約されずに残るケースもありますので注意が必要です。

相談の事例では、回線契約だけが解約され、プロバイダ契約は継続されていました。実際にはインターネットを使っていなくても、サービスが利用できる状態になっていたため、事業者へ返金を求めることは困難です。契約の際に受け取った書類にはきちんと目を通し、保管しておきましょう。また、通帳の記帳や、クレジットカードの利用明細の確認は小まめに行うように心掛け、心当たりのない請求に気が付いた際には早目にご相談ください。



広告